

瑞穂市監査委員告示第1号

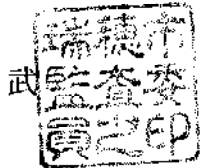
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成31年4月26日

瑞穂市監査委員 井上和子



瑞穂市監査委員 堀武



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当	
定期監査 H30.6.29	給食センター 教育総務課	(1) 学校給食の事業運営について					
		結果	平成29年度は、過去最大となった前年度繰越金の執行を含めたため、本来の収支バランスを欠いたものになってしまった。平成30年度は、前年度繰越金が2,518,689円となることから、本来の収支バランスのとれた、安全・安心な学校給食の提供という成果の伴った結果をだすべきである。	措置済	平成29年度9,118,006円あった前年度繰越金を左記の金額まで減らすことができ、常に収支のバランスを考慮しながら、安心・安全な学校給食の提供を実施している。	教育総務課	
		(2) 献立・食材調達について					
		意見	献立の決定は最大6か月前、食材の調達は2ヶ月前に入札で決めているが、これでは収支の現況を学校給食事業の運営に反映させることは困難と思われるので、極力反映させられるよう、仕組み等を検討していただきたい。	不(未)措置	アレルギー対応給食も実施しておりアレルギー対応は確実に行わなければならない、2ヶ月前から保護者や学校と物資材料表などのやり取りを行っているため、現状のスタイルを維持することが望ましいと考えているが、収支の現況を反映させながら進めることができた。	教育総務課	
		(3) 勤務時間について					
結果	職員の勤務時間の変更については、「瑞穂市職員の勤務時間に関する規定」第2条第2項の規定に基づいているが、給食センターでの勤務時間は午前8時から午後4時45分までと定着して運用されていることから、規則、要綱等を定めるべきである。	不(未)措置	給食を提供するため通常の勤務時間より早く出勤する必要がある、左記規定の第2条第2項の規定により職務の性質上特に必要があると認められる業務に従事する職員として、あらかじめ市長の承認を得て、別に勤務時間を定めているため、規則等で定める必要がないと考えている。	教育総務課			
(4) 維持管理について							
意見	瑞穂市給食センターは、築10年の比較的新しい施設であるが、老朽化した公共施設の維持管理費は、年々財政を圧迫していくので、経費を平準化して計画的に執行していただきたい。また、施設の長寿命化を図るため、普段から点検を密にして、不具合を早期発見、対処するとともに、適切に管理していただきたい。	措置済	長寿命化を図るため、経費を平準化した給食センター施設維持管理計画を平成29年度に策定した。今後は当該計画に基づき財政状況を見ながら長寿命化改修工事を行っていく。	教育総務課			
(5) 異物混入について							
結果	異物混入事案の報告は教育委員会内で情報共有されたものの、保護者等へ周知されていないのは問題である。子どもの安全・安心に関わることは、保護者にとって大きな関心事であることから、情報は程度が大きさに関わらず、共有すべきである。	措置済	市異物混入対応マニュアルに沿って対応している。保護者にも必要に応じて文書や電話により情報提供している。本年起きた異物混入案件に関しても、学校とのやり取りや保護者への連絡、保健所やマスコミへの連絡などマニュアルに沿ってスムーズに対応することができた。	教育総務課			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
定期監査 H30.6.29	給食センター 教育総務課	(6) 給食センター運営委員会について	委員の構成を、教育委員会の関係者だけで構成することは疑問が残る。 地産地消や食育を推進するのであれば、外部の意見も聞くべきであり、その方面の方々の選任も検討すべきである。	改善進行中	地産地消については、すでに地元JAや岐阜農林事務所、商工農政観光課などの関係者による市学校給食地産地消会議を年3回実施し、協議や意見をいただいている。 委員についても識見を有する者として生産者やJA職員等に話しかけ選任を行う。	教育総務課
		(7) 給食費負担金について	平成31年10月改正予定の消費税は、一律10%に引き上げるわけではなく、対象品目によっては軽減税率の適用がある。給食費負担金の引上げについては、今年度中に慎重に検討し、早急に保護者等へ情報提供できるよう努めていただきたい。	改善進行中	食料品は軽減税率の対象となっているため、給食費負担金の引き上げは必要ないと考えているが、税率改正後、経費上昇分などがどのように影響してくるか慎重に見極める必要があるため、税改正後の動向を見ながら必要に応じて保護者に情報提供する。	教育総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
随時監査 （「瑞穂総合 クラブ運営 業務委託」） H30.5.31 ～ H30.7.26	生涯学 習課	(1) 1社による随意契約について	<p>担当課によると、講座の運営や地域先生の確保については行政主体でしかできなかったことから、会員の受付や管理等の事務が瑞穂総合クラブ運営業務委託の主となったとのことである。これらの事務であれば、1社による随意契約が本当に適切であったか、甚だ疑問である。</p> <p>委託先は市から補助金を受けているため同日に財政援助団体等監査を行ったが、複数の指摘事項が生じており、委託先としてふさわしい団体であるか再考を要する。財政援助の予定は平成32年度までとなっているが、当該委託契約が減額した補助金の補てんと考えられる。今後は適切な契約事務を行っていただきたい。</p>	改善 進行中	来年度は瑞穂総合クラブ事業運営を業務委託によることなく、従前通り市で事務を行います。	生涯学 習課
		(2) 保険料について	<p>瑞穂総合クラブは4月に会員募集を開始するだけで、4月に入ってからすぐに保険適用する必要はない。</p> <p>また、平成30年度に要する傷害保険料であるならば同年度の契約で対応すべきであり、平成29年度当初から平成30年度以降も継続して同一の委託先に契約することが前提になっていたと言わざるを得ない。</p> <p>委託料を積算する際には、その詳細を十分に精査し、適切な支出に努めていただきたい。</p>	改善 進行中	<p>今後、委託する場合においては十分精査の上、積算します。</p> <p>なお、保険料につきましては、平成29年度中に生涯学習課で加入している保険全般を見直し、瑞穂総合クラブについても、平成30年度以降は市が加入している別の保険（公民館総合補償制度）で対応することとしました。</p> <p>よって、平成30年度の委託契約には当初から保険料相当分は金額に含んでおりません。</p> <p>また、来年度は瑞穂総合クラブの事業運営を業務委託によることなく、市で事務を行います。</p>	生涯学 習課
		(3) 類似事業について	<p>担当課からは瑞穂総合クラブと総合型スポーツクラブやスポーツ少年団との違いについては、技能レベルの違い等の説明がなされたが、重複している部分も多いことから、費用対効果の観点も含め、瑞穂総合クラブの在り方を検討していただきたい。</p>	改善 進行中	<p>来年度以降は、瑞穂総合クラブを国が推進する「土曜の教育活動」として明確に位置付け、事業実施します。</p> <p>一方で、NPO法人Link-upみずほ等が実施する総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との間で受講者の取り合いにならないよう、講座の開設にあたっては関係団体と協議します。</p>	生涯学 習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当	
随時監査 〔瑞穂総合 クラブ運営 業務委託〕 H30.5.31 ～ H30.7.26	生涯学 習課	(4) 会員登録システムについて					
		意見	会員登録システムとしてパソコン・ソフトウェア等を委託先に買い与えたことは不適切である。本来は市が貸与するか、委託先が負担すべきものであった。また、同システムの保守料は委託先の必要経費であり、市が直接負担する必要はない。 このような不適切な契約に至った理由は、委託料の積算時に担当課内で十分に精査がなされていないためである。 今後契約の際には十分注意して積算するとともに、パソコンの所管については委託先と協議し、その協議結果に応じて保守料についても検討していただきたい。	改善 進行 中	委託先であるNPO法人Link-upみずほに買い与えた会員登録システムは、市に返還していただく予定です。 但し、既に法人の財産として登録されているため、NPO法人Link-upみずほが定期総会(平成31年5月下旬頃予定)に諮ってからとなります。	生涯学 習課	
		意見	会員登録システムを用いて一層特色ある講座づくりを目指すとともに、登録情報を多面的に活用し、市の教育発展に役立てていただきたい。	改善 進行 中	会員登録システム返還後には、システムを用いて一層特色ある講座づくりを目指すとともに、登録情報を多面的に活用し、市の教育発展に役立てられるよう検討します。	生涯学 習課	
		(5) 予算科目について					
		意見	瑞穂総合クラブ運営業務委託は入力印刷配布事業委託ではない。今後は運営業務委託に改めるとのことではあるが、当該科目だけではなく他の業務も含め、適正な予算科目に計上していただきたい。	措 置 済	平成30年度は、新規に予算付記「運営業務委託料」を作成し、適正な予算科目に計上しています。	生涯学 習課	
		(6) 青少年育成市民会議まとめの会 について					
		意見	青少年育成市民会議まとめの会での発表・作品展示に関する支出は、仕様書から判断すれば委託業務の一部と考えられることから、委託先と協議し是正していただきたい。	改善 進行 中	NPO法人Link-upみずほが委託業務の一部として、まとめの会の準備を既に進めております。	生涯学 習課	
		意見	青少年育成市民会議まとめの会に関することはもちろんのこと、その他の項目についても適宜更新し、積極的な情報発信に努めていただきたい。	措 置 済	ホームページの更新を随時行い、積極的な情報発信に努めます。	生涯学 習課	
		(7) 会費の徴収について					
		意見	瑞穂総合クラブの会費は、市の事業であることから委託先(受託者)の収入ではなく、委託者である市の収入としなければならない。担当課からは契約内容を見直し、会費収入は補正予算で対応するとの回答であった。今後は仕様書を十分に精査していただきたい。	措 置 済	変更契約により仕様を変更し、会費徴収については委託業務から除き、市の収入としました。 この件だけでなく、今後は仕様書の内容を精査します。	生涯学 習課	

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当	
財政援助団体等監査 (特定非営利活動法人Link-upみずほ) H30.5.31～ H30.7.26	Link-upみずほ生涯学習課	Link-upみずほについて					
			(1)生涯学習地域振興組織補助について	改善進行中	<p>今後は要綱等を十分に確認しながら、補助対象経費や財源計画・費用を明瞭にした書類を作成することに努めます。また、クラブの平常教室、体験教室等の内容充実を図ったり、新たなイベント実施なども企画し、新規会員獲得による安定した収入をめざし自主運営をしていく努力をします。</p>	生涯学習課	
		意見	<p>補助対象経費等の詳細については要綱等に記載されており、それに準じて補助金交付申請書等を作成しなければならない。要綱等を十分に確認し、補助対象経費や財源計画・費用が明瞭に示された補助金関連書類の作成に努めるとともに、減額予定となっている補助金の補てんとして、市からの業務委託の増加に頼ることなく、自主運営できるよう経営努力を行っていただきたい。</p>				
			(2)事務局員給料の支払遅延について	措置済	<p>給料支払いに関してはすべて前月末に締切をし、翌月10日の支払を完全に実行して遅延は起こさない体制を整えました。</p>	生涯学習課	
意見	<p>事務局員給料の支払遅延については、年度初めで多忙だったため同意を得てまとめて支払った旨の回答であった。数名の事務局員給料の支払が、他の事務に大きく支障をきたすほどの事務とは考え難い。今後は支払遅延のないよう努めていただきたい。</p>						
	(3)源泉徴収について	措置済	<p>事務局員給料等の源泉徴収の仕方については、担当税理士からも指導をいただき、月ごとに支払うことを経理とも確認しあい実行をしている。</p>	生涯学習課			
意見	<p>一部の事務局員給料等において源泉徴収が行われていなかった。また、本来源泉所得税は給与などを実際に支払った月の翌月10日までに納めなければならない。一定の条件を満たした場合でも半年分まとめて納付できる特例はある。しかしながらLink-upみずほは3月31日に1度だけまとめて納めており、源泉徴収に関する理解は不十分であった。今後は担当税理士からも十分指導するとの回答であったので、早急に改善していただきたい。</p>						
	(4)事業収益の認識基準について	改善進行中	<p>業務が完了している事業に関しては、事業収益の認識を正し、当該年度の収益とし未収金として計上していきたい。</p>	生涯学習課			
意見	<p>平成27年度幼児運動教室業務委託は、平成27年度中に終了し、同年度中に業務が完了していることから、当然に平成27年度の事業収益とすべきである。事業収益の認識を適切に行い、事業年度の正確な損益の把握に努めていただきたい。</p>						

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
財政援助団体等監査 (特定非営利活動法人Link-upみずほ) H30.5.31～ H30.7.26	Link-upみずほ 生涯学習課	(5) 予算の変更について				
		意見	<p>定款に定められた手続きに則らず、予算計上されていない費用を執行することは、自由にとのよう支出をしても良いということになり問題である。また、当該費用は補助対象経費であり、予算変更の報告がないため、補助金交付申請書と齟齬が生じたままである。</p> <p>今後は予算の変更を要する場合は総会に諮り、定款に則った事務を行うとともに、補助金交付担当課と密に連絡を取り合い、適切な補助となるよう努めていただきたい。</p>	改善進行中	当初の予算に計上されていない支出をする場合は、総会に諮り執行していきたい。また、補助金交付担当課とは毎月事業実施について報告書の検査をし予算の執行状況を把握しながら業務にあたる。	生涯学習課
		(6) マイクロバスについて				
		意見	<p>マイクロバスを購入するためバス口座を作成し、車両に関連するものは同口座を用いているとの回答であったが、別口座からも関連の支出が見られることから一貫性があるとは言えない。</p> <p>例えばバスに関連する収支はすべてバス口座を用い、マイクロバスに係る収支を明確にし中長期的な視点で運用できるよう、工夫して維持・管理を行っていたきたい。</p>	措置済	マイクロバスに関連する収支は、現在、独立行政法人日本スポーツ振興センター指導のもとに開設した専用口座を用いてすべての収支を行っている。運営管理に係る専任の者も配置した。	生涯学習課
		(7) 会計事務について				
		意見	<p>Link-upみずほの総勘定元帳等を確認したところ、様々な会計事務の不備を確認した。これは、会計等に関する知識が不足しているためであり、この状況では市が財政援助や業務委託先とする団体として不適切と言わざるを得ない。</p> <p>今後は委託している税理士からの指導はもちろんのこと、積極的に必要な知識・技能の習得に努め、適切な会計事務を行っていただきたい。</p>	措置済	税理士の先生に毎月の経理簿の入力に関して指導をいただき、県のNPOセンターなどが実施するNPO法人会計講座等に参加をし研修を受け知識・技能の向上を図っている。	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当	
財政援助団体等監査 (特定非営利活動法人Link-upみずほ) H30.5.31～ H30.7.26	生涯学習課 Link-upみずほ	生涯学習課について					生涯学習課
		(8)補助金の交付について			措置済	<p>今後は、交付前に各書類を十分確認し、交付先団体の状況把握に努めます。</p>	
		意見	<p>平成28年度補助金交付申請書の予備費についてはマイクロバス購入のための車両費等との説明であったが、そうであるならば予備費として計上することは不適切である。また、補助事業実績報告書では当期正味財産増減額や前年度繰越金も考慮しておらず、担当課は補助金関連書類を十分に精査していたとは言えない。</p> <p>今後は安易に補助金を交付することのないよう交付前には補助金交付申請書等を、交付後は補助事業実績報告書等を十分に確認し、補助金交付先団体の状況を常に把握することにより、適切な補助金交付に努めていただきたい。</p>				
		意見	<p>各団体の補助金交付上限額を明記しなければ、各団体からの補助金申請額は増加する可能性がある。</p> <p>Link-upみずほの団体名変更による要綱改正に合わせ、関係する規則等に交付上限額を明記するとともに、交付上限額を定めてからも常にその状況を注視し、適切な補助金交付に努めていただきたい。</p>	改善進行中	<p>他団体への補助金交付とも絡むことから、そのことも含め要綱改正を検討します。</p> <p>なお、常に適正な補助金交付に努めます。</p>	生涯学習課	
(9)巢南公民館の使用料及び水道光熱費について			改善進行中	<p>当該法人と協議の上、行政財産の目的外使用として使用料を徴収する方向で考えています。</p> <p>徴収開始時期は今後双方協議して決定します。</p>			
意見	<p>巢南公民館の使用料や水道光熱費等の支払について、Link-upみずほからは真摯に受け止め対応するとの回答であった。</p> <p>他団体の状況と上記Link-upみずほの意向を考慮し、今後の施設使用料や水道光熱費について前向きに検討していただきたい。</p>	生涯学習課					

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
定期監査 H29.9.27及び28	市民課	(6)	収入印紙について 平成26年度に実施した定期監査の後に、収入印紙等購買基金の保有額は500万円から300万円に引き下げられた。 市民課に確認したところ、月内で印紙等を購入している額はおおむね50万円程度であり、多い月でも収入印紙と県収入証紙を併せ100万円ほどであったことから、現在保有している300万円は過多ではないかと判断される。適切な金額となるように見直していただきたい。	措置済	収入印紙等購買基金を9月議会において300万円から200万円に減額補正を行い金額を改めた。	市民課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
定期監査 H29.10.30	秘書広報課	(1)	「広報みずほ」について	改善進行中	掲載基準の策定のため、他市町村の状況を収集中です。	総合政策課
		意見	「広報みずほ」には、さまざまな団体からのお知らせやイベント情報が掲載されているが、掲載基準を設けていないために掲載内容が精査されておらず、標準頁を超過する一因となっている。掲載内容の優先順位を設け、他の団体からは広告掲載料を徴収するなど、掲載基準の策定を早急に行っていただきたい。			
		(2)	「もくようみずほ785」について	措置済	部内で協議した結果、平成30年度末で廃止する。	総合政策課
		意見	予定されている組織改編後の平成30年度の方針を決定したいとの回答であったが、「もくようみずほ785」の今後の方針については以前から指摘してきたところであり、組織改編後に先送りする理由はない。 「もくようみずほ785」の存続については、災害時の情報伝達ツールとして導入された経緯も含め、他の情報伝達ツールと十分に比較・検討し、今後の方針を決定していただきたい。			
		(5)	国際交流について	未着手	事業の内容等を確認のうえ、検討をしています。	市民協働安全課
意見	現時点では、ボランティア団体「国際交流MIZUHO」が主催するウェルカムパーティの食糧費や京都へのバス借上料などへの支出に明確な根拠はない。市が関与する必要性も含め当事業の有用性を検討し、明確な支出根拠を定め、国際交流を押し進めていただきたい。					
意見	ウェルカムパーティの食糧費として接近した日付で「保存のきくもの」と「保存のきかないもの」に支出伝票を分割した明確な理由は示されず、単に50,000円以上の物品購入を行う場合の事務手続きを避けたものと考えられる。今後は、安易に発注を分割せず、定められた事務手続きを行っていただきたい。	未着手	今年度の実績を踏まえて、検討を行います。	市民協働安全課		
(6)	職員の研修・採用試験について	措置済	第二次試験以降の試験要項に内容や場所等、瑞穂市職員の採用に関する規程に沿って掲載した。受験生にとってわかりやすいものとなるよう心がけた。	総務課		
意見	瑞穂市職員の採用に関する規程に従って職員採用試験要項に職務内容を掲載していただきたい。 また、要項に第二次試験以降の試験内容や場所等も併記することで、受験者の利便性を考慮していただきたい。					

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
定期監査 H29.10.30	秘書広報課	結果	ホームページ上に職員採用試験の合格者番号を掲載していない理由については、特になく、必要性を感じない旨の回答であった。合格者番号を掲載すること自体は極めて容易な事務であり、多くの自治体においても行われていることから掲載しない理由はない。受験者の利便性を考え、早急に対応すべきである。	措置済	ホームページ上に職員採用試験の合格者番号を掲載し受験者の利便性の向上を図った。今後も他市の取り組みを参考にするなどして、改善を図っていききたい。	総務課
		意見	(7) 職員の衛生、福祉、健康及び職場環境について 健康診断の未受診者に対して受診の機会を与えているので問題ない旨の回答であったが、積極的に健康診断の受診を呼びかけ、職員の健康管理に努めていただきたい。	改善進行中	健康管理医と連携し、未受診者が健康診断の受診できるような環境を整える。また、課として、未受診者へ引き続き健康管理の重要性を伝え、受診するよう働きかける。	総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
定期監査 H29.12.4	環境課	結果	(1)「ごみ分別」数値目標について 環境課によると、1人1日あたりのごみ総排出量は最終目標値を達成できる見込みであるが、リサイクル率は達成困難な状況であるとのことである。 達成困難な状況が見込まれるのであれば、見直し期間まで待つのではなく、随時見直すべきである。 また、1人1日あたりのごみ総排出量も、目標達成に止まることなく、更なる減量化を考えて頂きたい。 当初に目標を設定した後、絶えず進捗率は検証し、必要とあればすぐに見直すなど実効性のあるものにしていただきたい。	改善進行中	今年度に計画の改訂を行うため、目標数値についても見直しを行います。 計画改定後においても進捗状況を確認していきます。	環境課
		意見	(2)17の具体的な取り組みについて これらの取り組みのうち、⑥については、旧町単位で相違したごみの分別区分を統一化したことにより達成できたものであるが、①が未達成のとおり、収集回数はまだ統一されていない。これでは、収集区分が細かくなる分、手間がかかるだけとなり、経費削減には結びつかない。 ごみの分別区分によるごみの減量化が、費用対効果の改善に繋がるよう取り組んでいただきたい。 計画策定から3年経つが、その半数がまだ取組中であり、成果が見えていないので、早期目標達成に向けて努力していただきたい。 未達成の⑧については、前回の監査指摘事項では、措置済とされたものである。指摘事項を、その場限りとせず、継続して取り組んでいただきたい。	改善進行中	現在未達成のものについては、達成に向け努力していきます。また、今年度行う計画改訂の中で、施策についても再検討していきます。	環境課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
定期監査 H29.12.4	環境課	(3) 廃棄物減量等推進審議会について	<p>「一般廃棄物処理基本計画」は5年ごとに見直すとされているが、本計画で示された数値目標は、1人1日あたりのごみ総排出量は平成28年度に目標達成、リサイクル率は達成困難な状況が判明している。であれば、重要な施策の変更案件として、計画の実現性を見直し、数値の再設定、新たな取り組み等を提言すべきである。</p> <p>諮問・答申だけの審議会で終わることなく、その後の推進状況・管理等を見届け、積極的な施策提言に結びつけるような仕組みにしていきたい。</p>	改善進行中	<p>今年度に計画の改訂を行うため、目標数値、施策についても見直しを行います。</p> <p>計画改定後においても進捗状況を確認していきます。</p>	環境課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
定期監査 H30.1.12	中小学校 学校教育課 教育総務課	(2) 図書室について	図書室の蔵書数については市内小学校で蔵書割合の格差が大きく不平等な状態であるため、是正が必要である。 「監査結果の措置状況」において、格差が出ないように均衡を図り予算配分を行うとの回答であったが、是正されていないことから、早急に格差解消に向けて取り組んでいただきたい。	措置済	学校規模による標準蔵書数や現保有蔵書数を比較し、不均衡のないよう予算配分した。	教育総務課
		(3) 魅力ある学校づくり推進事業補助金について	魅力ある学校づくり推進事業補助金として、「1、2年生自然にふれる活動 保護者ボランティア運賃」として電車代が支出されているものの、同活動に関する児童の運賃等の支出はなく、同様に事業の一部に該当するものの全てには及ばない理解し難い支出が複数確認された。魅力ある学校づくり推進事業であるならば、当然に費用のすべてを補助金から支出すべきであり、都合のいい財源として使用していると言わざるを得ない。 また、教諭が複数回立替払いを行っていることから、事業の在り方自体が好ましいとは言い難い。 担当課からは、当該補助金について事業内容も含め全面的に見直し、平成31年度から消耗品等の物品については一般会計から支出する方向で検討することであった。今後は提出された補助金申請書等を十分に精査し、そもそも当該補助金が本当に必要であるかも含め早急に検討すべきである。	改善進行中	魅力ある学校づくり推進事業補助金の運用の在り方について、今年度は、全校の合唱活動や植物の栽培等を主にした活動を行っているため、校外活動にて発生する電車賃などの運賃に関する費用の予算はなく、執行もされていない。 また、教諭による事業費の立替払いについては、活動を行う上でやむを得ず早急に購入しないと物資が準備できない場合等があり、現時点において、数回立替払いを行った経緯がある。 今後、運用面において立替払いは不適切であるため、このような場合は概算払いで対応し、執行後に精算を行うよう指導した。 当該補助事業については、平成31年度より、補助金としてではなく、一般会計に予算を組み込み事業を進めることとした。	学校教育課
		(6) ホームページについて	当該監査後、「アクセス」のページには最寄の駅やバス停の情報が追加されたものの、他の学校については改善されていない。場当たりの対応ではなく、常に市内全ての学校を意識して職務に取り組んでいただきたい。	改善進行中	「アクセス」のページに、閲覧者にとってわかりやすい環境を整備するよう指導を行っているが、一部しか改善されていないため、早急に対応するよう、今後も引き続き指導を強化していく。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
定期監査 H30.2.13	商工農 政課	(3)	ふるさと農村活性化対策基金について	措置 済	平成31年度予算より、多面的機能支払交付金事業(国1/2、県1/4、市1/4)に、県が「ふるさと農村活性化対策調査研究事業」の決定額の考え方にて示す平準化運用基準額(基本元本額の3%)に相当する額30万円を充当していく。	商工農政観光課
	意見	ふるさと農村活性化対策基金については、岐阜県ではふるさと農村活性化対策調査研究事業の財源として使用されており、市がこの事業の対象地域であるためには、基金造成市である必要があるとの回答であった。しかし、市が上記事業の対象地域とならなければならない明確な説明はなかった。基金造成市である必要性を十分に検討し、有効に活用していただきたい。				

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当	
財政援助 団体等監 査 (公益社団 法人瑞穂 市シルバー 人材セン ター) H29.11.21 ～ H29.12.26	シル バー人 材セン ター 地域福 祉高齢 課	地域福祉高齢課について					地域福祉 高齢課
		結果	(8) 補助金の交付について 結果として会員拡大事業は新規会員拡大には繋がらなかった。そもそもスマートフォン教室と柿の育成者講習を行うことは参加者の知識・技能修得に過ぎず、会員の拡大に直接関係がないことから、事業内容は適切ではない。また、シルバー人材センターの予算書には会員拡大事業補助金が計上されていないまま事務が進められていた。担当課が補助金申請書類等を精査していないことは、論外である。 今後は安易に補助金を交付することのないよう補助金申請書等を十分に確認するとともに、交付後は実績報告書等を十分に確認し、補助金交付先団体の状況を常に把握していただきたい。	措置済	実施した教室や講習が参加者知識・技能の習得の域を超えることができず会員拡大につながらなかった。指導を受けて以後の予定を凍結・精算し、残余の返還を行った。 今後は、特別な事業補助金を計上するのではなく、年度ごとの事業枠内で進めるようにするとともに、申請や精算書類についてもしっかりと確認するようにしていく。		
		意見	(9) 公文書の管理について 平成28年度の財政援助団体等監査においても公文書の管理について担当課には指摘したところではあるが、平成29年度においても瑞穂市文書規程に定められた事務がなされておらず、公文書への意識が変わっていないことは大きな問題である。 公文書管理も大切な業務のひとつであることを再認識し、規程に従った文書管理を行うよう徹底していただきたい。	措置済	平成29年度での指摘を受け、課の分類をはじめとする管理について、再認識をし、普段の業務からできるだけ注意をしながら進めていきます。	地域福祉 高齢課	

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
定期監査 H29.2.10	会計課	結果	<p>(2)市税の収納の事務を受けた者(受託者)に係る検査について</p> <p>自治令第158条の2第3項では、「会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。」と規定されている。</p> <p>会計課に確認したところ、「収納事務受託者は該当がない。」との回答であった。</p> <p>しかしながら、収納事務受託者は、告示がされて該当がある。自治令の義務規定に違反していることから、速やかに検査を実施すべきである。</p>	改善進行中	要領の整備にあたり、検査対象や検査方法等を検討中である。	会計課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
定期監査 H28.11.28	地域福祉高齢課	意見	<p>(1)居宅介護者慰労事業助成金について</p> <p>現在の制度では、短期入所サービスを利用せず居宅においてのみ介護する場合は一切助成されず、介護者の労をねぎらうことを目的とする趣旨に反している。他市町の助成方法を参考にし、例えば短期入所サービスの利用の有無に関わらず定額で助成するなど、居宅にて介護している方へ公平に助成できるよう規則の見直しを図り、目的に適合した事業となるよう検討していただきたい。</p>	改善進行中	<p>事業の本来の目的や内容の全体的な見直しまでを視野に入れ、修正・変更に取り組んでいく。</p> <p>現状の制度は介護の休息による負担軽減に資する内容であるが、別の方向として、家族の心理面での慰労をよく図り、在宅支援を図りやすくすることができるように検討していくことも考えていく。(例として、ポジティブ日記やニヤリホットの導入など)</p>	地域福祉高齢課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H31.2時点)	回答担当
財政援助 団体等監 査 (社会福祉 法人瑞穂 市社会福 祉協議会) H28.5.26 ~ H28.8.8	社会福 祉協議 会 地域福 祉高齡 課	結果	社会福祉協議会に対する結果と意見 (5)会費等の自主財源の増収について 対象世帯数に対し、会費収入が過少である。社会福祉協議会自身も貴重な財源であるとの認識であるため、自治会任せにせず、自助努力をし、地域福祉の重要性などを十分周知し、会員の増加、会費の増収に尽力するべきである。	改善 進行 中	岐阜県社協の検討会議の中で会費、会員等のアンケートを行った結果、県内全ての市町村社協では、会費については自治会等に依頼しているのが現状です。 また、全国についても引き続き情報収集に努めていますが、自治会等への依頼以外の他の方法の事例を見いだせていません。 現状では、職員が事あるごとに地域に出向き、当社協の活動や事業、会費の用途、地域福祉の重要性などのPRを積極的に行い、理解していただけるように努めているところです。 また、賛助会員(事業所・事務所等)の募集を重点にダイレクトメールの発送や個別依頼を適宜行い、努力しているところです。 これらの努力と自治会長等の協力も賜り、一般会員については、平成30年度は、前年対比2%強の増収となっています。 今後は、自治会への未加入者への社協活動の周知や会費の協力依頼を図ることができるよう、転入窓口でのチラシ配布などを行うといったことでのPR強化を市と社協で連携して検討していきます。	地域福祉高齡課
			(8)補助金等交付要綱の規定の見直し等について 平成22年度に実施した監査の際にも言及しているが、瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱の「人件費」、「活動費」の内容及び範囲等が曖昧である。 このため、担当課では詳細の把握が困難となっている。この規定を明確にすることにより、担当課による予算積算の精査及び使途の確認などが行い易くなり、この数年に生じた多額の補助金返還の抑止にもつながると考えられるため、積算根拠が明確となるよう規定を改正するべきである。			